

中小企業のための

法務講座

あなたのビジネスには弁護士が必要ですか？

「株主比率が50:50の親友同士で始めたビジネスが、もはや関係がうまくいかず、あとは裁判で紛争を解決する段階なのだけれど、何かできることはないか」

これは裁判専門の弁護士から相談された話です。結論から言いますと、この段階になってしまうと、解決策はなく、あとは裁判所

で争うだけです。もしこのクライアントが、会社を設立する段階で弁護士に相談していたらどうだったでしょう。適切な定款を作成したり、株主間契約(Shareholders Agreement)を作成することで自分の権利を守れたはず。とりわけ、お金をかさねる場合などは、お金をかさねる場合などは、特に上記の契約書が重要です。あるいは、自分が10%の少数出資しかしていない場合、弁護士に相

談し条文を加えることで、少数株主を保護することも可能。何か大きなトラブルが発生してから、法的な解決を図ろうとするときはもちろん弁護士を必要とするのかもしれませんが、すでにどうしようもない状況に至っているため、取る選択は限られています。また問題が発生している以上ハッピーな状況にはなりにくいでしょう。弁護士を一番必要とするときはトラブルが発生するかなり前の段階で、法的に大きな影響が及ぶ可能性のある意思決定や行動を取ろうとするときにこそ必要です。つまり、まだ選択肢が豊富にあり、いくらでも対策が取れる段階で、弁護士の意見やアドバイスをもらうことで、将来のトラブルを未然に防ぐだけではなく、最大のリターンが得られるはずです。

問題があった場合のみ弁護士を使うということは、自分のビジネスに対して理解が足りないためにその弁護士はあまり適切なアドバイスができないかもしれません。

弁護士の選び方

弁護士を使うとする時に、まずは、その弁護士の能力を全体的にチェックした方が良いでしょう。彼の専門は何ですか？例えば、会社の経営者の場合、商法、コーポレーション、知的財産権、契約や労務などの分野について詳しい弁護士があなたのビジネスに役立つに違いありません。それらの知識を持っている弁護士はワラントップで問題を解決できるため、費用と時間がかかります。

「株主比率が50:50の親友同士で始めたビジネスが、もはや関係がうまくいかず、あとは裁判で紛争を解決する段階なのだけれど、何かできることはないか」

「株主比率が50:50の親友同士で始めたビジネスが、もはや関係がうまくいかず、あとは裁判で紛争を解決する段階なのだけれど、何かできることはないか」

「株主比率が50:50の親友同士で始めたビジネスが、もはや関係がうまくいかず、あとは裁判で紛争を解決する段階なのだけれど、何かできることはないか」

「株主比率が50:50の親友同士で始めたビジネスが、もはや関係がうまくいかず、あとは裁判で紛争を解決する段階なのだけれど、何かできることはないか」

「株主比率が50:50の親友同士で始めたビジネスが、もはや関係がうまくいかず、あとは裁判で紛争を解決する段階なのだけれど、何かできることはないか」

行政機関の許可が必要だとは知らずに、無許可でビジネスを始めていました。
→業種によっては刑事罰を科せられることがあります。

大手業者と取引する時、先方に提示された契約書にただ署名・押印してしまいました。
→御社にとって一方的に不利な条件で契約してしまった可能性があります。

取引先の状況が怪しいので、きちんとした証拠書類を作っておきたいのですが...



売掛金を払ってくれないのですが...

契約書の解釈を巡り見解の相違が出てきました...

「株主比率が50:50の親友同士で始めたビジネスが、もはや関係がうまくいかず、あとは裁判で紛争を解決する段階なのだけれど、何かできることはないか」

「株主比率が50:50の親友同士で始めたビジネスが、もはや関係がうまくいかず、あとは裁判で紛争を解決する段階なのだけれど、何かできることはないか」

「株主比率が50:50の親友同士で始めたビジネスが、もはや関係がうまくいかず、あとは裁判で紛争を解決する段階なのだけれど、何かできることはないか」

「株主比率が50:50の親友同士で始めたビジネスが、もはや関係がうまくいかず、あとは裁判で紛争を解決する段階なのだけれど、何かできることはないか」

「株主比率が50:50の親友同士で始めたビジネスが、もはや関係がうまくいかず、あとは裁判で紛争を解決する段階なのだけれど、何かできることはないか」

「株主比率が50:50の親友同士で始めたビジネスが、もはや関係がうまくいかず、あとは裁判で紛争を解決する段階なのだけれど、何かできることはないか」

筆者紹介

Andy CHENG
弁護士。チャイコンビジネスサポート顧問。
通常は法律事務所にてコーポレート・ファイナンス・企業法務を担当。香港大学法律学科卒業、慶應義塾大学へ留学、在香港日本国総領事館勤務の経験もあり日本語堪能。
チャイコンビジネスサポート
www.chiconbusiness.com
連絡先: info@chiconbusiness.com



「株主比率が50:50の親友同士で始めたビジネスが、もはや関係がうまくいかず、あとは裁判で紛争を解決する段階なのだけれど、何かできることはないか」

「株主比率が50:50の親友同士で始めたビジネスが、もはや関係がうまくいかず、あとは裁判で紛争を解決する段階なのだけれど、何かできることはないか」